

佐野市告示第114号

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示します。

なお、その関係図書は、佐野市役所建築指導課内に備え、縦覧に供します。

令和元年5月7日

佐野市長 岡部正英

整理番号	道路の位置	道路の幅員及び延長	指定年月日
1	佐野市浅沼町字南 308番2の一部、 309番2の一部	幅員：6.00m 延長：36.29m	令和元年5月7日